

議案第 号

宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和6年（2024年）2月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

宝塚市条例第 号

宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「番号法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 号

宝塚市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第48号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(個人番号の利用)</p> <p>第3条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び本市の執行機関が行う<u>番号法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 執行機関は、番号法別表第2の第2欄に掲げる<u>事務</u>を処理するために必要な限度で<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受ける場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(個人番号の利用)</p> <p>第3条 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び本市の執行機関が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 執行機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で<u>利用特定個人情報</u>であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受ける場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p>

令和6年（2024年）1月22日

第23回都市経営会議資料

宝塚市個人番号の利用等に関する条例 の一部改正について（概要）

総務部 総務課

1 マイナンバー制度の概要

・ マイナンバー制度の趣旨

マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策、その他の行政分野において、効率的に情報を管理し、国民の利便性向上と行政の効率化を同時に推進するために導入された。例えば、マイナンバーを使った行政機関等の間での情報連携により、市民が行う各種行政手続において、必要な添付書類を省略することが可能となる。

・ マイナンバー条例の必要性

マイナンバー条例を制定することにより、地方公共団体独自でマイナンバー情報を利用する事務（独自利用事務）を規定することや、同一地方公共団体内での情報の授受や同一地方公共団体内の他の機関との間での情報の連携が可能となる。

また、他の地方公共団体等との情報連携によりマイナンバー情報を取得し、利用することも可能となる。

2 条例改正の経緯

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の制定により、マイナンバーによる情報連携が可能な事務や情報を規定する別表第2（以下「法別表第2」という。）が廃止された。これにより、法律でマイナンバー情報の利用が認められている事務に準ずる事務であれば、主務省令に規定することで、情報連携を行うことができることとなった。

3 条例改正の内容

宝塚市個人番号の利用等に関する条例（以下「条例」という。）においては、法別表第二を参照する条文の内容等に所要の改正が必要となる。具体的な改正箇所は次ページのとおり。

4 条例改正の詳細

第3条

第1項 番号法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び本市の執行機関が行う~~番号法別表第2の第2欄に掲げる事務~~**特定個人番号利用事務**とする。

第2項 略

第3項 執行機関は、~~番号法別表第2の第2欄に掲げる事務~~**特定個人番号利用事務**を処理するために必要な限度で~~同表の第4欄に掲げる特定個人情報~~**利用特定個人番号**であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、番号法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から~~当該特定個人情報~~**当該利用特定個人情報**の提供を受ける場合は、この限りでない。

第4項 略

特定個人番号利用事務：法が定めるマイナンバーを利用できる事務のうち、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるもの

利用特定個人情報：特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの

5 条例施行日

条例の施行日は、公布の日又は改正法の施行日のいずれか遅い日から施行するものとする。

※改正法は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとなっている。令和5年12月7日現在、当該政令は制定されていないため、正確な施行日は未定であるが、デジタル庁から、令和6年（2024年）5月末頃施行となる旨の方針が示されている。